

会員各位

つくば市商工会
会長 櫻井 姚
(公印省略)

「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習開催」のご案内

労働安全衛生法の定めるところにより、特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務については『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』を修了した者のうちから作業主任者を選任しなければならないことになっております。

新たに、特定化学物質障害予防規則等の改正により「溶接ヒューム」（金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質）が特定化学物質（管理第 2 類物質）に位置付けられることに伴い、金属アーク溶接等の作業場では、屋内・屋外に関わらず、作業場ごとに特定化学物質作業主任者の選任が必要となりました。

しかし、特定化学物質作業主任者の多くが金属アーク溶接等作業のみに従事する者となっていること等を踏まえ、2024年 1 月から、新設された「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を修了した者のうちから選任することができることとなりました。

なお、従来どおり金属アーク溶接等作業を行う場合において、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任しても差し支えありません。

つきましては、下記要領により技能講習を開催いたしますので是非この機会に受講をお願いします。

記

1. 受講資格

満18歳以上

2. 講習日時及び会場・定員

①日時 令和 8 年 8 月 7 日（金）（次回の日程はホームページの予定表でご確認ください）

（学科）8：30～17：40

定員36名（定員になり次第締切ります）

②会場 つくば市商工会谷田部支所（茨城県つくば市谷田部 5 6 5 5 - 6）

3. 受講料及びテキスト代

●全科目 10,870円（受講料：9,000円 テキスト代：1,870円）

4. 受講申込み方法

・受講料

・受講申込書

・証明写真計 2 枚（うちは 1 枚申込書に貼付）

〔証明写真〕サイズ 縦3.0cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したもの

上記の物を持参の上申込先へ直接お申込み下さい。

<講習会当日、会場へ持参するもの>

・受講票

・本人確認書類の写し

・運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード・住民基本台帳・パスポート

※外国籍の方は「特別永住者証明書」または「在留カード」の写しが必要です。

※電話やFAXでのお申込みは受け付けておりませんのでご了承ください。

※申込書は、つくば市商工会ホームページからダウンロードしてください。

裏面へつづく

5. 注意事項

- ・日本語の講義及び学科試験を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真は、両面テープを推奨します。

6. 修了証の交付

技能講習修了後、法令に定める修了試験を行い、合格者に対しては修了証を交付します。

7. 携行品

受講票、筆記用具(鉛筆・消しゴム)、昼食、テキスト(初日に配布)

(株)安全衛生推進会茨城教育センターで交付した技能講習カードの修了証を取得されている方は、受付時に提出して下さい。1枚にまとめます。

8. 申込み受付先

つくば市商工会（茨城県つくば市筑穂1-10-4 大穂庁舎2階） 電話 029-879-8200

(注) 収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。

整理の都合上、当日及び電話による受付はいたしません。

申込先と講習実施場所は異なりますのでご注意ください。

9. 講習科目及び講習時間

	科 目	講習時間
学 科	オリエンテーション	10分
	作業主任者の職務と責任	20分
	健康障害及びその予防措置に関する知識	1時間
	関係法令	1時間20分
	作業環境の改善方法に関する知識	2時間
	保護具に関する知識	2時間
	修了試験	1時間

11. 講師

茨城労働局長登録教習機関（登録第56-7）

株式会社安全衛生推進会茨城教育センター

〒310-0846 茨城県水戸市東野町291-19

電話 029-291-6221 FAX 029-353-7915